

## 建設工事における最低制限価格の見直しについて

令和元年7月15日以後に指名通知又は公告を行う建設工事に係る入札から、最低制限価格の設定範囲を、次のとおり見直しました。

### <見直しの内容>

#### ○設定範囲の改定

現 行	
①直接工事費	97%
②共通仮設費	90%
③現場管理費	90%
④一般管理費等	55%
合計額＝最低制限価格	
※合計額が予定価格の7/10に満たない場合は7/10の額を、9/10を超える場合は9/10を最低制限価格とする。	



改 正 後	
①直接工事費	97%
②共通仮設費	90%
③現場管理費	90%
④一般管理費等	55%
合計額＝最低制限価格	
※合計額が予定価格の7.5/10に満たない場合は7.5/10の額を、9.2/10を超える場合は9.2/10を最低制限価格とする。	

### <問合せ先>

富山県土木部管理課入札・契約係  
TEL 076-444-3309